

児童手当 忘れずに現況届を 提出しましょう

児童手当受給者は、毎年1回現況届の提出が義務づけられています。これは受給者の所得状況や児童の扶養状態などを確認するためのものです。

この現況届を提出しなければ、6月以降の児童手当が支給されません。

次により忘れずに提出してください。

●提出日時

6月21日(水)・22日(木)
午前10時～午後7時

●提出場所

役場第一会議室
(役場となり車庫2階)

●その他

現在、手当を受給している方には現況届の用紙を送付しますので、所定の事項を記入の上、提出してください。

なお、今年1月1日現在、小野町に住所がなかった方は、所得証明書の提出が必要となります。この証明書は、以前の住所地で交付を受けてください。

◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-69334

しあわせ金婚夫婦表彰のご案内

趣 旨 高齢社会を迎え長寿者が年ごとに増加する中において、夫婦そろって結婚50年の金婚式を迎えることは、まさに慶祝すべきことです。

昭和の激動期を夫婦がともに助け合い、力を合わせて良き家庭を築き社会に貢献してきた労苦に対し、県内で金婚式を迎えた夫婦全組に表彰状・記念品を贈り、県民みんなでこれを祝福しようとするものです。

主催 財団法人福島県老人クラブ連合会・株式会社福島民報社

後援 福島県・福島県市長会・福島県町村会

表彰該当者 昭和31年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦全組を対象とする。ただし、前回までに届け出漏れのあった該当者もその対象とする。

受付期間 平成18年4月18日(火)から7月13日(木)まで

申込方法 該当者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、各単位老人クラブ連合会長に申し込む。

なお、申込書は各単位老人クラブ会長宅、事務局長宅、役場健康福祉課、社会福祉協議会にあります。

問い合わせ 小野町老人クラブ連合会事務局長 郡司氏まで (☎72-6565)

国民年金「こーなー」

国民年金保険料の免除制度

その①

【例】

● 単身世帯の場合
(0人+1)×35万円+22万円
円1157万円

● 2人世帯(夫婦のみ)の場合
(1人+1)×35万円+22万円
円1192万円

● 4人世帯(夫婦、子2人)の場合
(3人+1)×35万円+22万円
円1162万円

※申請者(本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

ただし、任意加入の被保険者の方は対象外です。また、学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。
来月号では、「一部納付(免除)制度」について、紹介します。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
☎024-

932-3480

町民生活課

☎72-69333

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
今回は、全額免除制度について、紹介します。
全額免除制度は、次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

▼ 所得基準
前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。
【計算式】
(扶養親族の数+1)×35万円+22万円